

(別添2)

◎大学設置基準等の一部を改正する省令(平成二十七年文部科学省令第十八号) 新旧対照表

○大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二条の二)</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織(第三条―第六条)</p> <p>第三章 教員組織(第七条―第十三条)</p> <p>第四章 教員の資格(第十三条の二―第十七条)</p> <p>第五章 収容定員(第十八条)</p> <p>第六章 教育課程(第十九条―第二十六条)</p> <p>第七章 卒業の要件等(第二十七条―第三十三条)</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条―第四十条の四)</p> <p>第九章 事務組織等(第四十一条―<u>第四十二条の三</u>)</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例(第四十三条―第四十九条)</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)</p> <p>第十二章 雑則(第五十七条―第六十条)</p> <p>附則</p> <p>(<u>研修の機会等</u>)</p> <p>第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二条の二)</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織(第三条―第六条)</p> <p>第三章 教員組織(第七条―第十三条)</p> <p>第四章 教員の資格(第十三条の二―第十七条)</p> <p>第五章 収容定員(第十八条)</p> <p>第六章 教育課程(第十九条―第二十六条)</p> <p>第七章 卒業の要件等(第二十七条―第三十三条)</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条―第四十条の四)</p> <p>第九章 事務組織等(第四十一条・<u>第四十二条</u>)</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例(第四十三条―第四十九条)</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例(第五十条―第五十六条)</p> <p>第十二章 雑則(第五十七条―第六十条)</p> <p>附則</p> <p>(<u>新設</u>)</p>

並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条の二）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の三―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">（研修の機会等）</p> <p>第十条の二 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>第十条の三 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の二―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第十条の二 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二條の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十二章 雑則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（収容定員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>第四十五条</u>の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）</p> <p>第三章 教員組織（第八条―第九条の二）</p> <p>第四章 収容定員（第十条）</p> <p>第五章 教育課程（第十一条―第十五条）</p> <p>第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）</p> <p>第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二條の四）</p> <p>第八章 独立大学院（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第十一章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第十二章 雑則（第四十二条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（収容定員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、<u>第四十四条</u>の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3（略）</p>

(研修の機会等)

第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第四十四条～第四十六条 (略)

(新設)

第四十三条～第四十五条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（研修の機会等）</p> <p>第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けること</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 学科（第三条）</p> <p>第三章 学生定員（第四条）</p> <p>第四章 教育課程（第五条―第十二条）</p> <p>第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）</p> <p>第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）</p> <p>第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

とその他必要な取組を行うものとする。